

令和7年2月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和7年2月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊚遅刻 ㊛早退)	
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	㊗ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	○ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
○ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	○ 松本 美徳
○ 山口 信也	㊗ 前田 将直	○ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾
		○ 松本 伸雄
		○ 山口 康明
		㊗ 長谷川 壽幸
		○ 新見 哲也
		○ 高田 良彦
		○ 渡口 学
		○ 小林 重喜
		○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 川内 益栄	係長 田畑 徹二
主査 桃田 忠邦	参事 吉田 倉也	参事 服部 浩史
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
9 番 前田 秀一	10 番 宮本 章	

事務局長

皆様、こんにちは。ただ今から令和7年2月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の欠席は、農業委員8番 崎村委員、推進委員6番 長谷川委員推進委員8番 前田委員、です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

2月21日の全国農業新聞の2面の記事をご覧くださいになりましたでしょうか？「促進計画の体制づくりを急ごう」とのみだして、令和7年4月から農地の権利移動の方法が変わることが改めて記載されておりました。ご存じのように基盤法によります利用権の設定は、今月の総会分をもって終了します。以降は中間管理機構と通しての促進計画による貸借となります。通常促進計画は、農政、本市では農林課になりますが、農政が作成し農業委員会に意見を求めることとなっております。松浦市では県内でも珍しい体制をとっておりまして、農業委員会で促進計画を作成しています。記事には、機構と市町村、農業委員会との間で役割分担や事務の流れなどでの調整が難航していると書かれておりました。本市におきましては、農地の貸借が今後もスムーズに行えるようとの観点から、7年度以降も促進計画の作成は、農業委員会が担うこととで調整いたしました。3月中旬には、地域計画の公告がされる予定です。委員皆様には今後もより一層のご協力をお願いすることとなりますがよろしくお願いいたします。それでは、会長のご挨拶をいただきまして、2月の総会に入りたいと思います。

会長

皆様こんにちは。本日はご出席いただきありがとうございます。あっといいう間に2月が終わろうとしております。この時期になりますと春告鳥・ウグイスと、春告草・梅の花が、春の訪れを告げてくれます。このウグイスの初鳴は、私は昨年は2月6日とかなり早くに聞きました。しかし、今年はまだ聞いておりません。皆様はどんなでしょうか。ホーホケキョは聞かれましたでしょうか。ひょっとしたら今年は遅れているのかもしれないですね。目立つのはウグイスよりもヒヨドリが目立ちますね。いろいろ悪さもしますが。そういうような2月終わりです。さて、2月に入ってから農地の利用期間設定満了に伴い掘り起こし活動をされた委員の多くあられたのではないのでしょうか。私も掘り起こし活動を行いました。その中で掘り起こし活動や年間を通して随時行われる遊休農地の解消・予防、そういった活動において大切なことは何かと思うと、私は3つのワークが大事かなと思っています。一つはネットワーク、人との繋がりですね、ネットワークが大事ではないかと思えます。遊休農地の所有者がわからないとき、親戚の人を通じて所有者を特定するとか、ほかの委員さんに尋ねてみるとか、そういう人と人との繋がりネットワークを使う必要があるのかなと思いました。二つ目のワークは、チームワークですね。一人では出来ないの他の農業委員さんと協力するとか、場合によっては事務局の職員の方々と協議したり情報を共有したりするチームワークが大切ではないかと思えます。3つ目のワークは、フットワークかなと思っています。足で稼ぐ、もちろん車で現地に行ったり該当者のところに出向いたりする、機動力を使ったフットワークが大事かなと思っています。

す。それに加えてあと二つワークがあるのではないかと考えます。4つ目は、デジタルワークですね、デジタル機器を活用しなければいけないかなと思っています。今、一人一台農業委員用のタブレットがあります。これを活用しなければもったいないかなと思っています。これで検索したら農地の所有者、耕作者、面積、そういったものも分かりますし、これを現地にもって行って現地でも使うことが出来ますので今後活用をお願いします。最後の5つ目のワークは、デスクワーク、活動したことを記録すること活動記録を提出すること。残りは3月だけですのでお願いします。来月からは新年度です。本年度の反省を踏まえてまた新たに活動記録を書いていただけたらと思います。農業委員会活動記録の用紙を使われていると思いますが、この裏に活動記録に大事なことが「まみむめも」で書いてあるんですね。私も先月初めて気づきました。活動記録簿を日々つけるための「まみむめも」とあります。「ま」は毎日書く、「み」見たこと聞いたことすべて書く、「む」難しく考えずにとにかく書く、「め」面倒くさく感じる前に書く、「も」問題点は事務局と共有する。こういう「まみむめも」が書いてあります。これを私も実践したいかなと思っています。結びになりましたが、今年度も後ひと月になりました。健康面に十分にご留意いただき、日々の活動、そしてお忙しいと思いますがお仕事にご精励いただければと思います。それでは本日の総会よろしくをお願いします。

議長

議事録署名人の指名に移ります。農業委員9番 前田委員、同じく10番宮本委員をお願いします。続きまして、報告事項に移ります。1ページ 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について事務局の説明をお願いします。

事務局

各種報告です。議案の1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてです。8件ございます。1件目の貸人、志佐町高野免■■■■の■■■■氏と、借人、鷹島町原免■■■■番地の■■■■氏の方は、農地中間管理機構貸出のための解約です。2件目の貸人、福岡市南区横手2丁目の■■■■氏と、借人、鷹島町三里免■■■■番地■■■■氏の方は、農地中間管理機構貸出のための解約です。3件目の貸人、御厨町郭公尾免■■■■番地■■■■氏と、借人、御厨町郭公尾免■■■■番地■■■■氏の方は、借り人の経営規模縮小による解約です。4件目の貸人、御厨町高野免■■■■番地、■■■■氏と、借人、御厨町相坂免■■■■番地の■■■■氏の方は、貸人の都合による解約です。5件目の貸人、志佐町里免■■■■番地の■■■■氏と、6件目の借人、御厨町郭公尾免■■■■番地の■■■■氏の方は、長崎県農業振興公社を通したA to Bの契約でしたが、志佐町里免字宮路田の4筆を、借人の経営規模縮小の為、解約するものです。7件目の貸人、御厨町山根免■■■■番地の■■■■氏と、借人、御厨町山根免■■■■番地■■■■氏の方は、借人の都合による解約となっています。8件名の貸人、志佐町長野免■■■■番地■■■■

■■■■ 氏と、借人、志佐町長野免■■■■番地 ■■■■ 氏の方は、借人が高齢により耕作できなくなったための解約です。
報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 事務局からの報告が終わりました。各委員さんから何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、報告どおりといたします。
それでは、付議事項に入ります。4ページ 議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、農地法第3条の規定により所有権移転の許可申請がっておりますので、許可・不許可についてご審議いただくものです。

事件番号1です。譲渡人は長崎市小江原四丁目■■■■ 宗教法人 ■■■■ ■■■■、譲受人は御厨町西木場免■■■■ ■■■■ 氏です。申請地は、御厨町米ノ山免字円ケ久保■■■■・畑・1059㎡です。申請事由は、経営規模拡大のためということで双方が合意され、贈与によって所有権移転するというものです。実情として、申請地は■■■■修道院に隣接した畑で、これまでは修道院の方が管理耕作されておりましたが、この度、修道院の閉鎖が決まったため管理が困難となりました。これを受け、修道院の敷地や建物、そして申請地である畑の譲渡先を探したところ、譲受人である■■■■氏が全部を無償で譲り受けるということで合意に至り、本申請がなされたものです。■■■■氏は会社員ですが、耕作に必要な機械は父親が所有しており、それを使用して、父親と共にキャベツ、レタス、白菜、大根等を栽培される計画です。これまで、修道院の方が荒れないように管理耕作されていた農地を引き続き耕作されますので、耕作放棄地の防止にも繋がると考えます。以上を踏まえ、農業従者は2名、農業従事日数は年間150日となっており、そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事件番号2です。譲渡人は埼玉県狭山市入間川二丁目■■■■ ■■■■ 氏、譲受人は御厨町西木場免■■■■番地 ■■■■ 氏です。二人は親戚で、■■■■氏は■■■■氏のおじです。申請地は、御厨町西木場免字二ノ川■■■■・田・650㎡、御厨町西田免字牛神ノ辻■■■■番・畑・1337㎡の二筆です。申請事由は、譲渡人は埼玉県に居住していることから、これまで実質的な農地の管理を譲受人が行ってきており、この度、経営規模拡大ということで贈与によって所有権移転するというものです。■■■■氏は水稻等の作付けをされております。農業従者は2名で農業従事日数は年間150日と

なっており、そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。事件番号1番、2番について、地元委員さんのご意見ををお願いします。推進委員2番 山下委員 お願いします。

農業委員 推進委員2番 山下です。今、事務局から説明がありました、まず1番目ですが、修道院、こちらの方に私も子供たちを保育園に預けておりましたが、保育園が閉園しましたのですが、これまで修道院・保育園が管理されていた畑は、いまでも綺麗に整地されています。■■■さんに確認しましたら、がんばって耕作しますとのことでした。問題ないと思います。それと2番目の佐々木さんなんですが、おじさんの■■■さんですが、がんばって耕作されています。自宅に伺って確認しましたらがんばるからとの回答をいただいておりますのでどうぞよろしくをお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございます。地元委員からのご意見がございましたが、各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、決定するものといたします。5ページ 議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。ここで大石委員に退室をお願いします。

事務局 議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事件番号1です。譲渡人は鷹島町原免■■■番地 ■■■氏、譲受人は鷹島町原免■■■番地 ■■■氏です。申請地は、鷹島町原免字戸■■■・田・881㎡ほか二筆で、合計三筆、2199㎡です。申請事由は、経営規模拡大のためということで双方が合意され、売買によって所有権移転するというものです。■■■氏は認定農業者で市を代表する畜産農家です。農業従者は2名、農業従事日数は年間360日となっており、そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、申請地は現在、贈与税の納税猶予が適用されており、売買などにより権利の移転がされた際には、猶予された贈与税と利子税を納付しなければなりません。この点についても、譲渡人は理解されておりますので支障はありません。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。事件番号1番について、地元委員さんのご意見ををお願いします。推進委員17番 小林委員 お願いします。

農業委員 推進委員17番 小林です。先ほど事務局から説明がありましたが、今回の売買は■■■■さんの牛舎の近くの農地で、私も見に行きましたが何ら問題ないかと思えます。以上です。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございますか？

委員 (なし)

議長 なければ、議案第6号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、決定するものといたします。
大石委員入室をお願いします。

議長 続きまして、6ページ 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請について、意見を付して県へ送付することとなっておりますので、各基準に基づく意見及び総合意見についてご審議いただくものです。関係資料を46ページ以降に添付しております。まず、今回は2件の申請があっておりますが、一つの農地を二つの目的のためにそれぞれ転用するという内容です。農地転用は分筆しての申請が基本ですが、実測による申請も可能となっており、本件は分筆することなく実測に基づき転用申請されております。事件番号1・2について申請人が同じですのでまとめ説明します。申請人は今福町北免■■■■■■■■■■氏です。49ページの実測図をご覧ください。申請地は今福町北免字岩椽■■■■番・田・3274㎡で、土地改良事業の行われていない小規模な団地に属する農地のため第2種農地です。実測に基づき、事件番号1については、大工小屋及び資材置場として1039㎡を利用します。申請理由は、■■■■氏は大工で、現在の大工小屋及び資材置場が申請地から南西400m程度の距離にありますが、隣接する鶏舎からの鳴き声や臭いなどで体調を崩したこともあり、移転したいというものです。事件番号2については、事務所及び駐車場として1459㎡を利用する計画です。申請理由として、隣接する■■■■と■■■■に新規にドッグランを整備中で、このドッグランのための事務所及び駐車場用地として使用するものです。この申請地は水平ではなく、事件番号2の部分が事件番号1の部分より一段高くなっております。上側の白い残地部分は利用しません。次に50ページの計画図をご覧ください。事件番号1部分です。現状のまま利用され、60㎡の大工小屋が建築されます。その他、左に記載されているように資材置場や駐車場として利用する計画です。排水は雨水のみで自然流下です。事件番号2部分です。現状のまま利用され、26㎡の事務所が建築されます。その他、左に記載されているように駐車場として利用

する計画です。雨水排水は自然流下、汚水は汲み取り、雑排水は処理槽を介して敷地内にある既存の素掘りの水路へ放流されます。土地利用に係る市民生活課との開発協議は完了しております。近隣の営農への影響ですが、隣接する農地は申請者の所有であり問題ありません。最後に、通帳のコピーにて資金計画を確認しており、確実に事業は実施されると思われることから、各許可基準についても問題はなく、総合意見として許可相当と判断するところです。以上、皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。事件番号1番、2番について、現地を確認された委員さんのご意見と地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員7番 武部委員 お願いします。

農業委員 農業委員7番 武部です。当番委員で地元委員であり、崎村委員が欠席ということもあり、私が一括して説明させていただきます。50頁の図で見ていただきたいんですけども、現地はほとんど本人の所有の土地でありまして西側は中興化成の管理地となっております。右の方に公衆用道路とありますが、この道路は今福の中興化成の工事用道路に使われていて、周りには害するものは無く、適当であると判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございますか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県に進達するものといたします。
続きまして、7ページ 議案第9号 農地の一括贈与に係る証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農地の一括贈与に係る証明願いについて、農地の一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明願いがありましたので、証明書を交付するものです。8ページに贈与税の納税猶予継続届及び不動産取得税の徴収猶予継続届の申請者一覧を載せておりますが、初めに贈与税の納税猶予制度等について簡単に説明いたします。贈与税の納税猶予・不動産取得税の徴収猶予とは、農業を営む者（贈与者）が、全ての農地を推定相続人の一人である後継者に一括して贈与をした場合に、通常は課税される贈与税や不動産取得税の納税を猶予する制度です。この制度の適用期間中は、3年ごとに継続の手続を行わなければならない、手続きのためには農業委員会による引き続き農業経営を行っている旨の証明書が必要であることから、証明願いが提出されたものです。なお、この猶予された贈与税や不動産取得税は、贈与者又は後継者のどちらかが死亡したときに免除されますが、途中で農業経営

を廃止した場合や農地の売買、転用又は耕作の放棄があった場合は、猶予された贈与税や不動産取得税の全部又は一部と、贈与時からの利子税を併せて納税しなければなりません。また、猶予の適用期間中は、先ほど申しあげましたとおり3年ごとに納税猶予の継続届出書を税務署や長崎県北振興局税務部に提出する必要がありますが、この提出を怠った場合も納税猶予が打ち切りとなって納税しなければなりません。この納税猶予の継続に関しては、毎年2月頃に継続届の手続きを行って経営状況等を確認しておりますが、今年も8ページの申請者6名を対象に全員と面談し営農状況を確認しました。具体的に筆毎の耕作状況や農業収入を聞き取って農業経営を行っているということを確認した次第です。つきましては、8ページの一覧表に記載のある受贈者に対して、引き続き農業経営を行っている旨の証明を交付してよいかご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。各委員さんから、何かご意見はございますか？

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第9号 農地の一括贈与に係る証明願いについては、証明書を発行することといたします。続きまして、9ページ 議案第10号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 議案第10号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和7年2月28日としております。10ページをお願いします。計画書の内訳でございますが、賃貸借再設定分が4件、賃貸借新規分13件です。各筆明細につきまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第10号 農用地利用集積計画については、計画どおり決定し、公告予定を令和7年2月28日といたします。

続きまして、13ページ 議案第11号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。ここで、武部委員、山内委員の退席をお願いいたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第11号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和7年2月28日としております。14ページをお願いします。計画書の内訳でございますが、賃貸借新規分2件です。委員関係分になりますご確認をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区のご確認をお願いいたします。
各委員さんから何かご意見はございますか。

委員 (なし)

議長 なければ、議案第11号 農用地利用集積計画の決定については、計画どおり決定し、公告予定を令和7年2月28日といたします。武部委員、末武委員の入室をお願いします。つづきまして、17ページ議案第12号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第12号農用地利用集積計画（一括方式）の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する、というものでございます。議案は18ページから28ページにかけて、4件の促進計画となっております。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
各委員さんから何かご意見はございますか。

委員 (なし)

議長 なければ、議案第12号 農用地利用集積促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。つづきまして、29ページ議案第13号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。ここで関係委員の退室をお願いします。大石委員に退室をお願いします。

事務局 議案第13号農用地利用集積計画（一括方式）の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地

中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する、というものでございます。議案30ページから34ページにかけて1件ございます。委員関係分になりますご確認をお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第13号 農用地利用集積促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。
大石入室をお願いします。

議 長 つづきまして、35ページ議案第14号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第14号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について、説明します。スライドを用意しておりますのでそちらをご覧ください。

番号1です。申出人は松浦市調川町下免[]番地 [] 氏です。土地の所在は、調川町中免字福本[]・台帳上の現況地目は畑・1145㎡です。申出人によれば4年前から耕作しておらず原野化しているとのことでした。現地確認は、事務局と坂本農業委員とで行いました。セイタカアワダチソウが繁茂しておりましたが、耕起すれば農地への復旧が容易であり、山林原野化しているとは言えず、非農地には該当しない状況でした。この非農地判断については、二つの判断基準があり、そのいずれかに該当しなければなりません。一つは、土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること、二つは、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続した利用が見込まれないこと、です。申出地はスライドのとおり山林原野化しておらず、周辺でも水稻の作付けが行われていることから、遊休農地の区分でいう緑区分の農地、草刈や耕起をすれば農地へ復旧可能な農地であると判断できるため、非農地には該当しないと考えます。

番号2です。申出人は松浦市鷹島町阿翁浦免[]地 [] 氏です。土地の所在は、鷹島町阿翁浦免字迎[]番・台帳上の現況地目は畑・937㎡です。申出人によれば、申出人の祖父の兄弟が野菜等を栽培されていたそうですが、耕作をやめて20年以上が経過し山林化しているとのことでした。現地確認は、鷹島支所の服部参事と松本推進委員とで行っており、申出のとおり竹が自生して山林化していることを確認しております。現地確認の結果、農地への復旧が困難、若しくは復旧したとしても周囲の状況からして継続し

た営農の見込みがないことから、「山林」として非農地とすることが妥当であると考えます。以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。地元委員のご意見を伺いたと思います
が番号1番について農業委員11番 坂本委員に地元委員の意見をお願いします。

農業委員 農業委員11番 坂本です。2月19日事務局と確認しました。現況はスラ
イドでご覧いただいたとおり、カヤが茂っておりセイタカアワダチソウがわず
かに生育していましたが、竹や木は繁茂しておらず、カヤの繁茂が目立つ程度
でした。皆さんの審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2番について推進委員16番 松本委員ご意見を
お願いします。

推進委員 推進委員16番 松本です。21日の日の現場を確認しました。遠くから見
ると竹山中に入れないのではないように見えているところを、阿翁浦地区の
ポンプの入り路があるということで近くまで行き、あとは竹をかき分け区画を
区切ってあるロープを伝って現場まで行きました。現地は竹林でした。20年
以上は放置されているものと思います。以上です。よろしくご審議お願いいた
します。

議 長 ただ今、地元委員からのご意見がありましたが、各委員さんから何かご意見
はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第14号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定す
る「農地」に該当するか否かの決定については、1番については却下、2番
については非農地通知を交付することといたします。

それでは、36ページ 議案第15号 松浦市担い手農地集積促進借り手
助成金交付要綱の一部を改正する告示(案)についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第15号 松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の一部を
改正する告示(案)について説明します。議案は36頁をご覧ください。

以前、協議事項の中でこの要綱の見直しについて委員の皆様にはご承認い
ただいておりましたが、市役所本庁での例規審査委員会での内容が決まりました
ので改めて皆様にお示しするものです。主な改正点としては、一つ目は、
農業経営基盤強化促進法による貸し借りがなくなりましたので、要項上にあ
る基盤法の文言を削除すること。二つ目に遊休農地解消緊急対策事業を活用
した農地に限り使用貸借の農地も助成金の対象とするということ。三つ目に、
保護対象要件に「市税の滞納がない者であること」を追加すること。以上3

点となります。変更点の詳細につきましては、議案の38頁に新旧対照表がありますので、これをご覧いただければ変わった部分が確認できるかと思えます。なお施行期日は令和7年4月1日となっております。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第15号 松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の一部を改正する告示(案)については、原案のとおり可決し告示することいたします。以上をもちまして、本日の付議事項について、審査、決定いたしました。この後5分休憩後に、協議事項に入ります。

事務局 それでは、協議事項に入ります。本日の協議事項は特にございませんので、事務局から事務連絡をさせていただきます。

- ・「松浦市農業臨時雇い標準賃の調査票について」
- ・「活動記録簿の提出のお願いについて」
- ・「全国農業新聞購読者数の目標達成(121/129件)について」
- ・「農業経営基盤促進法による相対契約の終了について」

議 長 以上をもちまして、2月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、3月27日木曜日(13時30分～ 場所：市民ホール)といたします。大変お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 15 分